

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 市民生活課

許認可等の内容		自動車臨時運行の許可
根拠法令等及び条項		栃木市自動車の臨時運行の許可に関する規則第2条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市自動車の臨時運行の許可に関する規則第2条、第3条、第4条及び第5条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成24年 6月29日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>(許可申請)</p> <p>1 自動車臨時運行許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、自動車臨時運行許可申請書(以下「申請書」という。)に所定の事項を記載して市長に提出しなければならない。</p> <p>2 申請に際しては、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第7条に規定する自動車損害賠償責任保険証明書又は同法第9条の4に規定する自動車損害賠償責任共済証明書(以下「保険証明書」という。)及び自動車検査証又はこれに準ずる書面を提示しなければならない。ただし、同法第10条の規定に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>3 申請者は、申請の際、市長から運転免許証その他の居住の事実を証する書面の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(継続許可)</p> <p>4 同一の車両につき継続して許可申請のあった場合において、その目的に正当な理由があると認められないときは、これを却下することができる。</p> <p>(許可基準)</p> <p>5 申請書の提出があったときは、次の各号のいずれにも該当すると認められるものに限って、これを許可する。</p> <p>(1) 提出された申請書が適正に記載されていること。</p> <p>(2) 臨時運行の許可を受けようとする自動車の種別は、法第58条第1項に規定する自動車で、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に規定する制限を超えないものとする。ただし、申請した自動車の長さ、幅及び高さ又は軸重及び輪荷重が制限を超える場合で運輸支局長から保安上の危険がない旨認定されたと</p>	

きは、この限りでない。

- (3) 臨時運行の許可を受けようとする自動車は、登録を受けていない自動車とする。ただし、登録を受けようとする自動車で次のいずれかの要件に該当する場合は、この限りでない。
- ア 自動車検査証の有効期間が満了したため、新規検査又は継続検査を受けようとするとき。
 - イ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第41条又は第81条の規定により停止処分を受けて領置された登録番号標の返付を受けようとするとき。
 - ウ 登録番号標の再交付を受けようとするとき。
 - エ 法第20条第2項の規定により停止処分を受けて領置された登録番号標の返付を受けようとするとき。
- (4) 運行の経路が、運行の目的を達成するために適正なものと認められること。
- (5) 許可期間は、運行の目的、経路等を勘案し、必要かつ最小日数であると認められること。
- (6) 保険証明書書の保険期間は、提示の日から運行期日満了日までの期間全部を充足すること。

（審査）

- 6 許可申請に対する審査は、許可基準によるもののほか、必要がある場合には、次に定めるところにより行うものとする。
- (1) 申請者について不審がある場合は、居住の事実を証する書面を提示させ、申請者を確認した上、自動車の所有権又は使用権について説明を求めること。
 - (2) 自動車について不審がある場合は、自動車の同一性が確認できる書面を提出させること。
 - (3) 保険証明書に車台番号がなく、登録番号が記載されているときは、当該登録番号に係る自動車検査証に記載してある車台番号と申請書の車台番号とを照合し、確認すること。
 - (4) 上記に掲げるもののほか、不審がある場合は、申請者に対し説明を求めること。